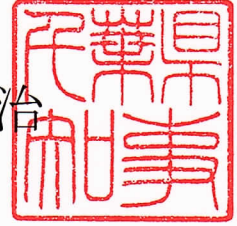


平成30年12月17日

(株) 関口工業

関口 賢一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 30 年 1 1 月 1 4 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可(般-30) 第 50569 号
許可の有効期間	平成 30 年 12 月 18 日から 平成 35 年 12 月 17 日まで
建設業の種類	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 35 年 11 月 17 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)